

課題 2-1

開発途上国の貧困削減への直接対応

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」(注1))への支援	(指標1) 「貧困対策案件」に対する承諾プロジェクト数	7	12	13	17	17	27	25
貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援	(指標2) 「貧困対策案件」のうち、貧困層がプロジェクト形成段階において参加した承諾プロジェクト数	5	5	8	12	13	11	11
評価結果								

：優れた取り組みがなされたと評価します。：良好な取り組みがなされたと評価します。：今後の取り組みに留意が必要です。
-：外部環境の変化等により評価不能。

() (指標1)、(指標2)はいずれも、2005年度までは案件数を、2006年度以降はプロジェクト数を実績値、計画値として計上。

(注1)「貧困対策案件」は、主たる受益者が貧困層であること、貧困の原因の是正に資すること、貧困削減のための特別な措置を含んでいること観点より選んでいます。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」)への支援

- ・(指標1)の実績は計画を上回りました。円借款承諾案件数全体に占める貧困対策案件の比率は35%(2004年度27%、2005年度34%)となっており、貧困削減について引き続き重点的に取り組んでいます。具体的な取り組みとしては、インドネシア、中国、ベトナム、スリランカ、インド、ナミビア、モザンビーク、モロッコ等において、貧困地域における環境整備・人材育成事業、社会サービスへのアクセス改善事業、電力供給安定を図る水力発電所建設事業や農産物の物流改善による所得向上効果が期待される道路整備事業等への支援を行いました。ベトナムでは、情報アクセスに関する地域間格差(デジタル・デバイド)是正及び社会サービスへのアクセス改善を通じて貧困削減を支援する観点から、地方へのブロードバンド・インターネット拡充と電子政府を同時に整備するパイロット事業も形成しました。また、インドネシア、ベトナムおよびラオスにおいては、世界銀行等との国際協体制度のもとで、相手国政府の政策・制度改善による経済成長を通じた貧困対策を支援しました。
- ・国別・地域別に分類すると、人口約10億人の35%が1日1ドル以下で生活する貧困層であり世界の貧困人口の約3分の1を抱えるインドにおいて6件の貧困対策事業向け円借款を承諾したほか、中国では5件、インドネシアでは4件の貧困対策事業向け円借款を承諾しました。また、HIPCイニシアティブ(注2)に基づく債務削減措置を経て、将来的な経済成長に向けた環境が整いつつある諸国に対して支援を行い、アフリカでは、25年ぶりに円借款を供与したタンザニア(67頁、事例紹介参照)や、初の円借款を供与したナミビア、モザンビークを含め、6件の貧困対策案件を承諾しました。

(注2) HIPCイニシアティブ: Heavily Indebted Poor Countries とは、IMFおよび世界銀行から認定されている重債務貧困国のことです。HIPCイニシアティブは、1996年のリヨン・サミットの際に合意された、HIPC(重債務貧困国)諸国

の債務を持続可能なレベルまで低減することを目的とした債務救済の措置です。

<事例紹介> 「第4次貧困削減支援借款」(タンザニア)

～25年ぶりに円借款を供与し、政府財政への資金供与を通じた貧困削減を支援～

タンザニアは、2001年以降の平均経済成長率は5.8%を維持していますが、依然として一人当たりのGNIは340ドル(2005年)という状況です。同国の貧困削減を実現するには、農業インフラを含むインフラ整備、基礎医療、基礎教育等を質・量的に向上させるとともに、適切な開発政策により持続的な経済成長を維持し、格差を是正するための措置を強化することが必要となっています。

タンザニア政府は、2005年に「成長と貧困削減のための国家戦略(スワヒリ語でMKUKUTAという。)」を策定し、そこで「成長と所得貧困削減」(例、農村市場アクセスの改善)、「生活の質と社会福祉の改善」(例、高等教育への進学率の向上等)、「良い統治及び説明責任」(反腐敗計画の報告書の策定、裁判の迅速化等)の3つの開発目標を掲げています。

本借款は、14のドナーが参加するタンザニア政府への一般財政支援の枠組みの中で、世界銀行が実施してきた第4回目の貧困削減支援プログラムに協調融資を行うものです。供与資金は、タンザニア政府の一般会計予算の一部に取り込まれ、タンザニア政府のMKUKUTAの実施に活用されるものです。そのため、一般財政支援に参加する各ドナーは、供与資金が的確に活用されるよう、タンザニア政府の政策協議に関与し、予算配分・政策決定過程等に係るモニタリングやアドバイスを資金面の支援と併行して行います。

成長を重視するMKUKUTAの実施に際し、タンザニアでは、新たにインフラを中心とした経済成長を促進するための知見が必要となっており、本行は、アジアにおいてインフラ整備を中心とした経済成長を支援してきた経験を活かし、タンザニアにおける効果的かつ包括的なインフラ開発政策策定を支援します。

貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援

- ・(指標2)の実績は、計画をほぼ達成しました。具体的な取り組みとしては、中国の植林事業において、低利融資を活用した経済的インセンティブにより、住民等の事業参画を促し、住民自身の主体的な事業の実施及び事業終了後の維持・管理が確保されるスキームを支援しました(68頁、事例紹介参照)。また、インドの森林開発事業では、事業の実施段階で「住民参加型森林管理」方式を採用しました。

< 事例紹介 > 河南省植林事業(中国)

本事業が実施される河南省(人口 9,717 万人、面積 16.6 万 k m²)における森林率は、16.2%(全国 31 省中、21 位)と全国平均の 18.2%を下回っています。その原因としては木材需要増大への対応・耕作地の拡大のため森林を過剰伐採したこと等が挙げられます。過剰伐採により地表が露出した山間部斜面からは土壌が流出し、河床やダム湖に堆積することによって堤防やダムの機能を低下させ、洪水被害を拡大させる要因となっています。

本事業対象 71 県(人口 5,176 万人、面積 9.6 万 k m²、韓国の人口・面積に相当)においては、こうした自然災害による経済損失は年間 266 億円(約 3,500 億円)にのぼります。2003 年には、度重なる豪雨により洪水が発生し、同省内においては 3,587 万人が被害を受け、死者 73 人、破壊した家屋 42 万棟、経済損失は 182 億元(約 2,500 億円)に達しました。

本事業は、河南省の 71 県において植林を行うことにより、山間部における土壌流出、平野部における強風等の抑制を図り、これらによって同地域の洪水、砂嵐等自然災害の被害軽減および生活環境の改善に寄与するものです。具体的には、植林および関連の資機材調達、並びに事業効果の持続的効果発現を目的とした実施機関等職員の研修などから構成されます。なお、上述研修は日本の大学と連携して実施し、実施機関等職員が日本において研修を受ける予定です。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・国際援助コミュニティへの積極的な発信を意識した取り組みとして、2006 年 5 月の世界銀行および日本財務省の共催による開発経済に関する年次会合(ABCDE 会合)において、「貧困削減における農業の役割」をテーマとする分科会を開催しました。会合では、緑の革命による農業の生産性の向上、灌漑インフラの整備を通じた貧困リスクの緩和について活発な議論が行われました。また、同会合における「世界的規模の貧困撲滅、開発のための学習と改革」に関するセッションにおいては、本行は、円借款によるベトナム北部の交通インフラ整備が貧困削減に及ぼした効果について紹介しました。
- ・2006 年 9 月にシンガポールで開催された IMF・世界銀行年次総会において、フランス開発庁(AFD)、ドイツ復興金融公庫(KfW)、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金(EDCF)、タイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)、世界銀行およびアジア開発銀行等と共同で「持続可能な都市開発にかかるイニシアティブ」を発表しました。これまでミレニアム開発目標の達成において、国際援助コミュニティの注目は農村部や地方部に偏りがちでしたが、都市部の開発にも向け、都市部の貧困削減が経済成長に果たす役割と意義を報告し、注目を集めました。
- ・2006 年には、バングラデシュのグラミン銀行総裁ユヌス氏がマイクロファイナンスを通じた貧困層の自立基盤支援への貢献が評価されてノーベル平和賞を受賞したように、近年、マイクロファイナンスを通じた貧困削減へのアプローチの有効性が注目を浴びています(注 3)。本行は、インドの植林事業等でマイクロファイナンスを借款事業のコンポーネントに含んだ支援を行っているのみならず、CGAP(注 4)への日本側窓口(Focal Point)としての機能を担い、国際会議での情報収集や意見交換を積極的に行っています。

(注 3)本行は、1995 年にグラミン銀行を通じ、農業開発信用事業を円借款で支援しています。

(注 4)CGAP(Consultative Group to Assist the Poor) : ドナー各国と世銀の協定に基づき拠出された基金の集合体であ

り、マイクロファイナンスの指針作成や関連調査研究評価等を行っています。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ ミレニアム開発目標(MDGs)の成果実現に向けて、今後も国際機関との業務協力やネットワークを活用し、貧困削減のための支援を強化する必要があります。また、貧困削減を達成するためには、持続的な経済成長の下で、貧困層の雇用機会の拡大とともに生活の質的改善も不可欠であり、貧困層が開発プロセスへ参加していく上で、人材育成による貧困層の能力開発を視野に入れた事業形成も重要です。